

# 遺族厚生年金で使用する再評価率

H27. 5. 28 使用

## 【課題・166】 <遺族厚生年金で使用する再評価率>

前回・H27.4.23 定例研修会で、遺族厚生年金で使用する再評価率について、  
 ”厚年法60条第1項は死亡者の、第3項は受給者の再評価率による”との説明をしましたが、  
 これは間違いで”60条1項 & 3項とも受給権者・もらう者の生年度による再評価率”です。  
 訂正し、お詫びします。  
 尚、翌日、某会員から疑義・再確認の指摘を受けました。ありがとうございます。

### ◆ 根拠となる条文の説明

#### 1. 第60条第1項 「第59条1項に規定する遺族が遺族厚生年金の受給権を取得したとき」

⇒ 「死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間を基礎として第43条第1項の規定の例により計算した額の3/4に相当する額」

#### 2. 第43条第1項

⇒ 「老齢厚生年金の額は、被保険者期間であった全期間の平均標準報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。))を乗じて得た額の総額を、……」

(★ ”被保険者又は被保険者であった者・死亡者”は 受給権者になれない!!)

#### 3. 第60条第3項 : 1項と同様

※ 昨年までは H6再評率のみ、今年から H27再評率(本来額)と H6再評率(従前)の二つと想定

➡ <お願い> 確認・検証のため、H27.4以降の死亡・遺族厚生年金の事例・資料の提供

### ◆ 関連条文

第六十条 遺族厚生年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める額とする。

一 第五十九条第一項に規定する遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族厚生年金の受給権を取得したとき  
 死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額。ただし、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百として計算した額とする。

二 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの(以下「**遺族**」)

三 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、第一項第一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

四 前三項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。))を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。)の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

二 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第五十九条 (遺族)  
 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母(以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。)その者によつて生計を維持したものである。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。  
 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級の二級若しくは三級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

### <参考>

|      | <厚生年金保険法>         | <国民年金法>    |
|------|-------------------|------------|
| 老齢給付 | [42条] 受給権者        | [26条] 支給要件 |
| 障害給付 | [47条] 障害厚生年金の受給権者 | [30条] 支給要件 |
| 遺族給付 | [58条] 受給権者        | [37条] 支給要件 |